

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期てなんど小林総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県小林市

3 地域再生計画の区域

宮崎県小林市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、昭和60（1985）年は5.4万人でしたが令和2（2020）年には約1万人減の4.4万人となっている。これまでの動向としては、老年人口は増加傾向にある一方で生産年齢人口、年少人口は減少し、更に令和元（2019）年からは、新型コロナウイルスの影響などにより年少人口の減少が加速していると考えられる。

【人口】

国立社会保障・人口問題研究所の令和5（2023）年推計によると、本市の人口は令和22（2040）年に33,706人になると推計されている。また、年齢3区分別人口は次のとおり推計される。【年齢3区分別の人口】

① 年少人口（15歳未満）

継続的に減少し、昭和60（1985）年の1.2万人から、令和2（2020）年の0.5万人を経て、令和22（2040）年には0.3万人になると見込まれる。

② 生産年齢人口（15歳以上65歳未満）

継続的に減少し、昭和60（1985）年の3.5万人から、令和2（2020）年の2.2万人を経て、令和22（2040）年には1.6万人まで減少することが見込まれます。

③ 老年人口（65歳以上）

現在まで増加が続いており、昭和60（1985）年の0.7万人から、令和7（2025）年の1.6万人をピークに減少へ転じ、令和22（2040）年には約1.4万人となるこ

とが見込まれる。

自然動態をみると、平成 10(1998)年頃から死亡数が出生数を上回り「自然減」となり、その後も同様の傾向が続いている。また、転出超過傾向が長らく続いており、生産年齢人口や出産可能年齢人口の減少等の影響で出生数自体の減少が続いていると考えられる。【総人口の自然動態】

社会動態をみると、平成 22(2010)年以降の年齢階級別の移動数について、各年齢階級において、転出超過が続いており、特に生産年齢人口(15歳～64歳)の転出(減少)が多くなっている。本市の移動の傾向として、10代後半から20代前半までの転出超過が著しく、進学や就職に伴う市外への転出とその後のUターンの少なさが大きな要因と考えられる。また、20代半ばから30代前半ばまでにかけてUターンの期待できる層の転入超過は縮小傾向にあり、生産年齢人口の減少を加速化させている。【総人口の社会動態】

人口減少によって、今後も地域社会に与える主な影響は次の事項が考えられる。

1 産業への影響

- ・産業全般における労働者不足による生産力の低下
- ・地域購買力の低下による経済の縮小
- ・事業所や店舗の撤退

2 住民生活への影響

- ・中山間地域での生活基盤(買物環境等)の低下
- ・コミュニティ機能の衰退
- ・教育活動の制約

3 行財政運営への影響

- ・税収の減少
- ・医療費や社会保障費の増大

【「地域の現状」の原因となる地域の課題】

人口減少緩和と地方創生を実現していくためには、出生率の向上や健康寿命の延伸による自然動態の改善と、市外転出の抑制やU I J ターンによる社会動態の改善により人口減少を抑制することが必要であるため、住民の生活環境の改善や、防災対策、地域活性化により地域の魅力を向上させ、併せて関係人口・交流人口の創出に取り組む必要がある。

そこで本市は、「第2期てなんど小林総合戦略」の基本的な考え方を維持しつつ、人口減少の緩和と人口減少の対応を軸として次の事項を基本方針として掲げ、目標の達成を図る。【「地域の課題」で分析した課題を解決するための取組】

- ・基本方針1 「希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境をつくる」
- ・基本方針2 「転入・転出による人の流れを変える」
- ・基本方針3 「住み続けたいと思うまちをつくる」

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略の 基本目標
ア	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	16.90%	70.00%	基本方針1
ア	「子育て環境が充実している」と感じる市民の割合	31.20%	40.00%	基本方針1
ア	この地域で今後も子育てしたいと思う保護者の割合	86.50%	90.00%	基本方針1
ア	児童扶養手当の全部支給世帯割合	44%	40%	基本方針1
ア	女性1,000人当たりの出生数	31.7人	31.7人	基本方針1
ア	日曜祝日在宅当番医制の開設率	100%	100%	基本方針1

ア	小林看護医療専門学校の卒業生の地域就職者数	16 人	16 人	基本方針 1
ア	小林市立病院の常勤医師数	13 人	14 人	基本方針 1
イ	商工会議所・商工会会員数 (累計)	1,312 人	1,312	基本方針 2
イ	立地企業における新規雇用者数	15 人	25 人	基本方針 2
イ	中心市街地等における新規起業業者数	5 事業所	2 事業所	基本方針 2
イ	本市に関わりを持つ人の数	165,753 人	181,100 人	基本方針 2
イ	「今後も小林市に住み続けた い」と感じる市民の割合（ま ちづくり市民アンケート）	61.90%	65.00%	基本方針 2
イ	社会増減数（転入数－転出 数）	△155 人	前年より改善	基本方針 2
イ	情報発信満足度（まちづくり 市民アンケート）	32.70%	36.00%	基本方針 2
ウ	新規就農者・農業後継者数	18 人	20 人	基本方針 3
ウ	地域計画による農地集積面積 (累計)	3,289.2ha	3,425.3ha	基本方針 3
ウ	農業総生産額	76.6 億円	65 億円	基本方針 3
ウ	森林伐採後再造林率	75%	77%	基本方針 3
ウ	水産業総生産額	6,675 千円	6,700 千	基本方針 3
ウ	肉豚の出荷頭数	207 千頭	207 千頭	基本方針 3
ウ	肉用鶏の出荷羽数	18,073 千羽	18,500 千羽	基本方針 3
ウ	家畜防疫を促すための周知活 動件数	12 件	13 件	基本方針 3

ウ	家畜排せつ物の利用率	94%	98%	基本方針3
ウ	畜産業総生産額	366.3 億円	367.9 億円	基本方針3
ウ	観光入込客数	579,498 人	700,000 人	基本方針3
ウ	体験型観光入込客数	508 人	750 人	基本方針3
ウ	合宿受入人数	1,576 人	1,850 人	基本方針3
ウ	観光イベント入込客数	30,000 人	35,000 人	基本方針3
ウ	多機関協働による相談受付延べ件数	808 件	960 件	基本方針3
ウ	小林市ボランティアセンターの登録団体数（累計）	39 団体	43 団体	基本方針3
ウ	就労継続支援（A型）の利用者数	19 人	22 人	基本方針3
ウ	支援完了者数（生活困窮者）	76 人	80 人	基本方針3
ウ	福祉人材確保対策支援金活用新規就業者の離職率	0%	0%	基本方針3
ウ	長寿健診受診率	31.60%	41.60%	基本方針3
ウ	出前講座及び認知症サポーター養成講座受講者数	785 人	800 人	基本方針3
ウ	地域包括支援センターにおける3職種（社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師）の充足率	100%	100%	基本方針3
ウ	高齢者の地域活動支援件数	1,047 件	1,030 件	基本方針3
ウ	ケアプラン点検実施率（全事業所に対してケアプラン点検が実施できた事業所の割合）	100%	100%	基本方針3
ウ	特定健康診査受診率（国保）	41.40%	44.20%	基本方針3

ウ	健康寿命の延伸（平均寿命－健康寿命）	男性 1.25 年 女性 2.73 年	前年より改善	基本方針 3
ウ	メタボリックシンドロームの該当者の割合（40～74 歳）	男性 37.60% 女性 17.70%	男性 36.80% 女性 16.90%	基本方針 3
ウ	大腸がん精密検査受診率	66%	74%	基本方針 3
ウ	ゲートキーパー受講者数（累計）	825 人	950 人	基本方針 3
ウ	運動実施率（まちづくり市民アンケート）	43.80%	55.00%	基本方針 3
ウ	予防接種の接種率 B 類	32.50%	36.00%	基本方針 3
ウ	学びたい度	89.30%	94.00%	基本方針 3
ウ	いじめの認知解消率	87.50%	100%	基本方針 3
ウ	新体力テスト結果	9 学年	9 学年	基本方針 3
ウ	授業に協力できる企業登録数（累計）	129 社	155 社	基本方針 3
ウ	時間外勤務が月 45 時間未満の教職員の割合	75.40%	81.00%	基本方針 3
ウ	生涯学習講座参加者数	2,456 人	2,550 人	基本方針 3
ウ	放課後子ども教室の設置箇所数（累計）	5 か所	5 か所	基本方針 3
ウ	K S S V C 登録者数（累計）	31 人	66 人	基本方針 3
ウ	図書館貸出冊数	147,368 冊	147,550 冊	基本方針 3
ウ	文化会館イベント集客率（自主事業）	65.50%	66.60%	基本方針 3
ウ	文化財案内・講座・イベント参加者数	2,517 人	2,700 人	基本方針 3
ウ	運動実施率（まちづくり市民アンケート）（再掲）	43.80%	55.00%	基本方針 3
ウ	指導者人材バンク登録者数	0 人	19 人	基本方針 3

ウ	国スポ・障スポに関する各種イベントへの市民の参加者数	2,734 人	10,000 人 ※R9 年度目標	基本方針 3
ウ	学校給食における地産地消率 (野菜・果実)	45.80%	46.00%	基本方針 3
ウ	自主防災訓練回数	60 回	70 回	基本方針 3
ウ	消防団員の定員充足率	92.50%	100%	基本方針 3
ウ	地区行事等における交通安全・防犯講話実施回数	0 回	20 回	基本方針 3
ウ	消費者生活相談出前講座開催件数	0 件	6 件	基本方針 3
ウ	非常用発電設備の整備件数 (累計)	9 件	13 件	基本方針 3
ウ	基幹管路の耐震化率 (累計)	14.90%	16.60%	基本方針 3
ウ	市営住宅のバリアフリー化率 の向上 (累計)	18.40%	20.50%	基本方針 3
ウ	木造住宅の耐震改修件数	5 件	2 件	基本方針 3
ウ	管理不全空き家指導に対する 是正率	72.70%	60.00%	基本方針 3
ウ	道路舗装の健全化補修率	28%	36%	基本方針 3
ウ	都市公園等のイベント利用率	63%	50%	基本方針 3
ウ	環境教室参加団体数	14 団体	16 団体	基本方針 3
ウ	リサイクル率 (家庭系)	55.80%	56.20%	基本方針 3
ウ	1 日平均湧水量	347,396 m ³	312,220 m ³	基本方針 3
ウ	合併処理浄化槽年間設置数	160 基	160 基	基本方針 3
ウ	市内の地域公共交通機関が便利 だと思える市民の割合 (まち づくり市民アンケート)	27.40%	31.00%	基本方針 3
ウ	人権啓発講演会、研修会への 参加人数	1,179 人	1,000 人	基本方針 3

ウ	審議会における女性委員の割合	24.90%	40.00%	基本方針3
ウ	誰もが活躍できる場があると 感じる市民の割合（まちづくり 市民アンケート）	54.40%	60.00%	基本方針3
ウ	市民活動支援センター利用件 数	1,300 件	1,500 件	基本方針3
ウ	地域日本語教室の延べ参加者 数	211 人	250 人	基本方針3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期てなんど小林総合戦略推進計画事業

ア 「希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境をつくる」に関する事業

イ 「転入・転出による人の流れを変える」に関する事業

ウ 「住みたいと思うまちをつくる」に関する事業

② 事業の内容

ア 「希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境をつくる」に関する事業

少子化のスピードを緩やかにするために、こども・若者が社会的に自立するまで、健やかな生活が送れるよう、地域と連携した支援体制の構築など、ライフステージに応じて切れ目なく支える取組により、希望する人が安心してこどもを産み育てられる環境の整備に努める。

【具体的な事業】

こども・子育てを支援、地域医療の体制の確保に取り組む事業 等

イ 「転入・転出による人の流れを変える」に関する事業

移住・定住促進のための総合的な支援を継続するとともに、市民の郷土愛醸成や関係人口・交流人口の創出、特に若者や女性の定着促進と転出者の将来的なUターン促進を重視した取組を推進する。

また、魅力ある雇用の場の提供や市内の事業者や関係機関と連携した就労支援に努め、安心して働くことができる雇用環境の整備を図り、市内外からの人材の確保や育成の取組を推進する。

【具体的な事業】

戦略的なプロモーションを推進、商工業を振興する事業 等

ウ 「住み続けたいと思うまちをつくる」に関する事業

市民の生活の質の向上と健康寿命の延伸を図るため、健幸のまちづくりを推進する。

また、人口減少下の中で、いかに地域の活力を維持するかという観点から、市民の生活環境の改善や防災対策、「稼ぐ力」のある産業の育成、教育環境の充実、市内外の人・企業等との協働によるまちづくり、地域の活性化など、地域の魅力を向上させ、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを推進する。

【具体的な事業】

健康づくりを支援、農林水産業を振興、畜産業を振興、観光産業を振興、学校教育を充実する事業 等

※ なお、詳細は第3期てなんど小林総合戦略（＝第3次小林市総合計画）のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

800,000千円（2026年度～2029年度累計）

⑤ **事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

毎年度7月頃に開催される総合計画等審議会において外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を検討する。検証後速やかに小林市ホームページにて公表する。

⑥ **事業実施期間**

2026年4月1日から2030年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ **地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】**

① **事業内容**

小林市の雇用創出を図るため、5-2②イに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

② **事業実施期間**

2026年4月1日から2030年3月31日まで

6 計画期間

2026年4月1日から2030年3月31日まで